

消費税「インボイス制度」セミナー

すべての事業者が知っていなければいけない制度のポイントご確認ください！

インボイス制度って何？
うちは売上が1,000万円以下だし、消費税を納めていないから関係ないよね？



売上や消費税を納めているかにかかわらず、すべての事業者が対応が必要かどうか確認が必要です！！



2023(令和5)年10月1日から消費税インボイス(適格請求書等保存方式)制度が導入されます。インボイス制度は、今後の取引を含めて、法人、個人を問わず多くの事業者様が影響を受ける可能性が高い制度で、現在消費税を納めていない課税売上1,000万円以下の事業者にも大きな影響があります。

- ◎免税事業者(消費税の納税義務が免除されている事業者)で販売先に事業者がいる場合、自社のお取り引きの状況を確認し、制度変更への対応策を検討し、準備していただく必要がございます。
- ◎インボイス制度を導入する場合は、適格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書や領収書への必要事項を記載するなどの対応も必要となります。

インボイス制度について「消費税のことがよくわからない」「まだ対応をしていない」「いまは消費税を納めていない」という方は、特に受講をご検討ください！！

(法人・個人事業主、当所会員・非会員は問いません)

日時: 令和4年11月10日(木)

14:00~16:00

場所: 道東経済センタービル 5階 会議室

(釧路市大町1-1-1)

定員: 50名 ※定員になり次第締め切ります

申込締切: 令和4年11月4日(金)

受講
無料

講師

税理士 北山 幸徳 氏

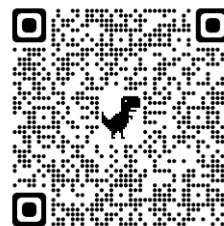
北海道税理士会釧路支部

北山幸徳税理士事務所 所長

内容

- インボイス制度って何？
- 今後の取引に影響があるって本当？
- いつまでに、どんな準備をしたらいいの？
会計や決算をご自身でされている方をモデルとして、今後どのような対応しなければならないのか、実務を行う上での対応ポイントについて、基礎的な部分からわかりやすく解説します。

受講のお申し込みは、下記に必要事項を記入してFAXでお申し込みいただくか、右のQRコードからもお申し込みいただけます



主催: 釧路商工会議所 地域振興部

TEL 0154-41-4143

FAX 0154-41-4000

共催: 釧路市青色申告会、釧路間税会

後援: 北海道税理士会釧路支部

消費税インボイス制度セミナー受講申込書 ※切り取らずにFAXしてください

釧路商工会議所地域振興部 行 FAX0154-41-4000

令和 年 月 日

事業所名		住所	
電話番号		FAX番号	
受講者名		受講者名	